

九重“夢”大吊橋物産直売所の指定管理者候補者の選定について（報告）

九重“夢”大吊橋の指定管理者について、九重町指定管理者選定委員会の指定管理候補者選定結果に基づいて指定管理候補者を決定し、九重町議会の議決を経て、下記のとおり指定管理者を指定しましたのでお知らせします。

記

1. 指定管理者に指定した団体及び指定の期間

■九重“夢”大吊橋物産直売所

指定管理者に指定した団体：大分県農業協同組合

指定管理期間：令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

2. 指定管理指定までの経過

□令和8年 4月23日 第1回指定管理者検討委員会

◎公募分に係る募集要項（案）、審査基準（案）、スケジュール（案）等の審議

□令和8年 5月21日 第1回指定管理者選定委員会

◎公募分に係る募集要項（案）、審査基準（案）、スケジュール（案）等の審議

□令和8年 5月28日

公募に係る指定管理者募集の公告（周知：町掲示板、町ホームページ・LINE、データ放送）

□令和8年 6月 1日 ～ 6月24日 質問書受付期間

□令和8年 6月16日 現地説明会（2者参加）

□令和8年 6月24日 ～ 7月 8日 申請書受付期間（1者より申請）

□令和8年 7月14日 第3回指定管理者検討委員会

◎申請者に係る提出書類・資格審査

・九重“夢”大吊橋物産直売所（1者申請）※審査結果：応募資格有り

□令和8年 7月16日 第2回指定管理者選定委員会

◎申請者に係る書類審査

□令和8年 7月23日 第3回指定管理者選定委員会

◎ヒアリング及び指定管理者候補者の選定

・九重“夢”大吊橋物産直売所の指定管理者候補者 ⇒ 大分県農業協同組合

指定管理期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

□令和8年 9月 2日 ～ 9月18日 令和8年第3回九重町議会定例会

◎指定管理者を指定する議案の審議・議決

・九重“夢”大吊橋物産直売所指定管理者 ⇒ 大分県農業協同組合を指定

指定管理期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

3. 九重町指定管理者選定委員会による指定管理候補者の選定

委員長 武石 啓治（九重町区長会 会長）
副委員長 甲斐 幸美（九重町女性会議 会長）
委員 赤峰 三千代（税理士）
〃 吉光 泰三（九重町会計管理者兼税務課長）

4. 選定審査報告

九重“夢”大吊橋物産直売所指定管理者の公募に対して、現指定管理者である大分県農業協同組合 1 者の応募があったことから、資格及び書類審査、ヒアリング審査を実施した結果、これまでの管理運営実績や今後の運営に関して前向きな考えが示されたこと等を勘案して、同者を指定管理者として適切であると認め、九重“夢”大吊橋物産直売所の指定管理者候補者に選定しました。

5. 選定基準及び審査項目

◎ 選定基準

＜九重町公の施設の指定管理者の指定に関する条例第 4 条第 1 項に定める選定基準＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（1）事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。（2）事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。（3）事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。（4）前 3 号に掲げるもののほか、町長等が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項 |
|--|